

プロバイダ責任制限法の見直し に関する意見

平成22年11月30日

一般社団法人日本レコード協会

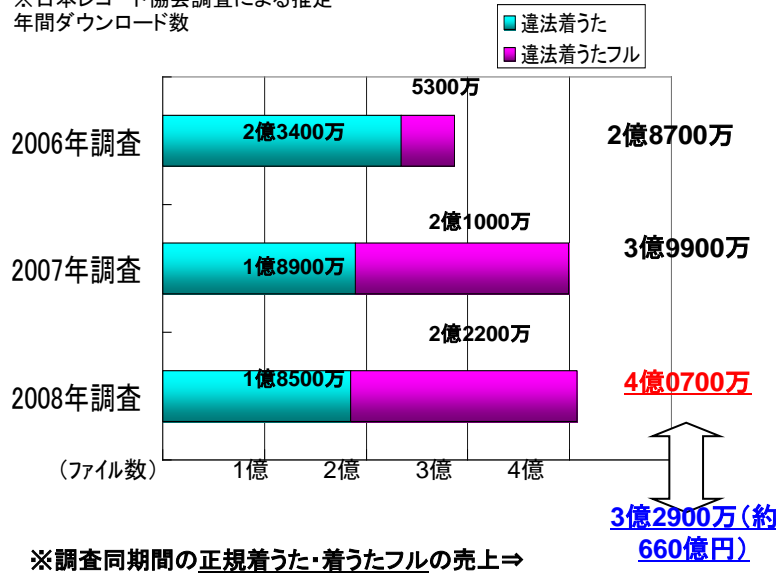
1. 権利侵害の実態

携帯電話向け違法音楽配信

ファイル交換ソフトによる権利侵害

違法音楽ファイルの利用数(推定)

※日本レコード協会調査による推定
年間ダウンロード数



ファイル交換ソフトによる
違法音楽ファイルの推定ダウンロード数
約5億300万ファイル^(*)

正規ビジネスの成長を
阻害

正規のパソコン向け音楽配信
ダウンロード数
約4,400万ファイル^(*)
(2007年通年データ、RIAJ統計)

(*) ACCS・RIAJほか「ファイル交換ソフト利用実態調査」(2007年9月実施)に基づく
文化審議会著作権分科会報告書(2009年1月)の推定値

(*) RIAJ有料音楽配信統計に基づく文化審議会著作権分科会報告書(2009年1月)の
推定値(アルバム収録曲数を10曲でみなし計算)

※違法ファイルの蔵置場所として、海外ストレージサービスなどにリンクされる場合も多い

⇒正規流通を上回る違法ファイルの蔓延により著作権者等に
正当な対価が還元されていない

2. 権利侵害への主な対策

◎法的措置

●違法音楽ファイルの削除要請(携帯電話向け)

- ・累計35万ファイル以上(2006年から)
- ・権利者の通報によりプロバイダがP2Pソフト(Winyy)利用者に啓発メール送信する取り組み開始(ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会;CCIF)
→本年6月より大手プロバイダに764通のメールを送信依頼(10月末時点)

●悪質な違法サイトの刑事摘発

- ・【携帯電話向け】2010年7月:『音楽の神様:保管庫』運営者等2名(16歳と14歳)(処分未決)
2010年10月:『ゴリメロ』運営者等3名逮捕(懲役2年執行猶予3年と罰金100万円)
- ・【P2Pファイル共有】2010年10月:音楽ファイルをP2Pソフト(Share)で公開していた者(懲役1年執行猶予3年)

●発信者情報開示請求/損害賠償請求(P2P)

- ・2005年から2回にわたって、悪質ユーザーの発信者情報開示をISPに対して請求(ユーザー14名と、誓約書の提出と損害賠償金支払いにより和解(平均40万円))
- ・2009年3月、ISP2社に対し、4名の情報開示請求(3回目)を行った。3名と和解(1名当たり和解金約100万)。
- ・2010年4月、上記残りの1名に対し会員社4社(原告)が約538万円の損害賠償請求訴訟を提起し、7月に原告の主張を認める判決が出された。
- ・2010年8月、ISPに対してgnutellaネットワーク(Limewire等)で音楽ファイルなどをアップロードしている悪質ユーザー14名の発信者情報開示請求を実施(4回目)。同年10月に10名の発信者情報開示請求を実施した(5回目)。

◎技術的対策(携帯電話向け)

●違法配信の根絶に向けた技術的対策の検討

2009年9月、「違法音楽配信対策協議会」を設立し、携帯端末対策など高い実効性のある対策を検討中

- クローリング(違法ファイルの自動探索)
- 違法サイトのフィルタリング

◎法制度

- 違法配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする
著作権法30条の改正(2010年1月1日施行)

◎エルマーク®(2008年2月~)

- 正規のレコード音源、映像配信サイト234社、1,302配信サイトで表示対応済み(2010年9月1日現在)



◎広報・啓発活動

●「守ろう大切な音楽を♪」キャンペーン(2010/7/1~)著作権法30条改正(2010/1/1施行)及びエルマークの認知

- ・学校参加型キャンペーン: 中高生をターゲット。「やめよう違法ダウンロード、守ろう大切な音楽を」及び「エルマーク」をテーマとして、標語、ポスター、キャラクターデザインを募集。

・「映画盗撮防止キャンペーン-NO MORE 映画泥棒!」: 従来の映画盗撮防止CMに

「STOP違法ダウンロード!」を加えてリニューアル。3月から全国映画館で本編開始前に上映。



⇒著作権者等は様々な観点から違法ファイル撲滅のための対策を進めている

3. 「権利侵害情報の削除(第3条)」についての意見

3条1項柱書のただし書に、「当該関係役務提供者が権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止するための合理的な措置を講じていない場合」を追加すべきである。

【現状と問題点】

- ・蔵置プロバイダの中には、利用者による違法なファイルの投稿ないしアップロードのあることが顧客誘因力の一つとなっているものがあり、削除要請のみに対応し違法ファイルの顧客吸引力を利用しつつ広告収入などで収益を得ている。
- ・権利者側は侵害ファイルの探索と削除要請に膨大なコストをかけているが、他方において、サービス提供者は収益を得ており、両者の不公平は耐え難い。

何が「合理的な措置」かは、サービス類型に応じて個別にガイドラインにおいて具体化することが適当である。

[合理的な措置の例]

- ①自主的な監視・削除や違法アップロードのフィルタリング等の技術的手段の導入
- ②侵害行為を反復継続するユーザーに対して、プロバイダが利用規約違反に基づきサービス提供を中止すること

4. 「発信者情報の開示請求(第4条)」についての意見

1) 発信者情報開示請求手続きを簡素化すべきである。

【現状と問題点】

- ・発信者が情報開示に同意しない場合でも、プロバイダが権利侵害が明らかであると判断すれば開示が可能だが、現実には開示されず、被害者は訴訟(本案訴訟)を提起せざるを得ない場合が多い(なお、仮処分も本案訴訟を前提としている。)
- ・インターネット上での権利侵害行為による被害は膨大であるが、個々の侵害者に対する損害賠償金額は限られている。個々の侵害者への損害賠償請求の前提としてプロバイダに開示請求訴訟を提起することは、被害者にとってきわめて重い負担となっている。

◎具体的な手続きの簡素化として以下のいずれかが考えられる。

- ①プロバイダの任意の判断で開示される場合が増加するようにする法改正
- ②仮に裁判所が開示に関与するとしても、本案訴訟ではなく、より簡易な手続きを設ける

2)プロバイダの努力義務規定を新設すべきである

【現状と問題点】

- ・4条2項では、開示請求を受けたプロバイダは、原則として「発信者の意見を聴かなければならない」とされている。
- ・しかし、開示請求を受けたプロバイダの”被害者に対する努力義務“が規定されていないため、プロバイダによっては回答までに6ヶ月もの期間を要する場合がある

⇒誠実かつ迅速に回答するように努めることを法律上に定めるべきである。

法律上上記の努力規定をおき、努力すべき具体的な内容については、ガイドラインで定めることが適当である。

[ガイドラインで定める具体的な内容の例]

- ・プロバイダの回答について標準処理期間を設定する

3)接続プロバイダに開示を求めた特定の情報のうち、特定IPアドレスの「割当記録(※)」を一定期間保存することを義務付けるべきである。

※「割当記録」とは、特定の日時、特定のIPアドレスが割り当てられていた者を特定するための記録の意味である

【現状と問題点】

- ・侵害の事実に基づき特定したIPアドレスの情報を得た場合は、接続プロバイダに対して直接開示請求をするが、ウェブサイト等へのアップロードによる侵害の場合には、まず蔵置プロバイダに対しIPアドレスの情報開示を求めた後に、接続プロバイダに対して当該IPアドレスの割当記録に基づいた発信者の情報の開示を求める。
- ・前者の開示請求に時間がかかった場合には、後者の開示請求の時点では、すでに接続プロバイダにおいて通信記録が失われており、発信者を特定できない場合が生じる。

情報開示のためには、通信記録の全てが保存される必要はなく、割当記録の保存で足りるため、プロバイダが開示請求を受けたIPアドレスの割当記録については一定期間保存することを義務付けるべきである。そして具体的な期間についてはガイドラインで定めることが適当である。

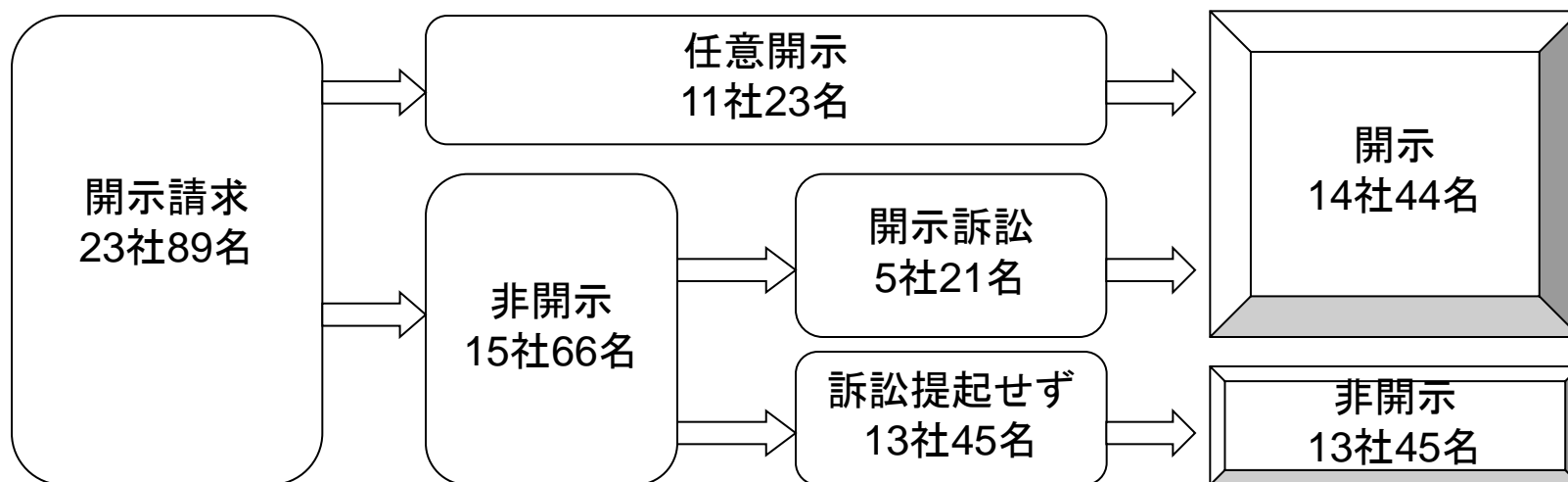
[参考] 発信者情報開示請求にかかる日数と開示の状況

		2005年	2006年	2009年
プロバイダ回答期間(日数)	最短	9	8	30
	最長	288	83	208

※訴訟による開示の場合は、提訴から判決まで4～5ヶ月程度期間が加算される

【過去3回の開示請求に係るISP数とユーザー数】

※但し、ISP社数はのべ数を記載



○2005年6月24日、東京地方裁判所は、ISP2社に対し、ファイル共有ソフトを利用してインターネット上で音楽ファイルを違法にアップロードしていたユーザー2名の氏名及び住所を、当協会会員社1社に開示するよう命じる判決を下した。

○2006年9月25日、東京地方裁判所は、ISP3社に対し、ファイル交換ソフトを利用してインターネット上で音楽ファイルを違法にアップロードしていたユーザー19名の氏名及び住所を、当協会会員社等14社に開示するよう命じる判決を下した。